

2020年3月6日

各位

浜松いわた信用金庫

### お客様情報の紛失について

このたび、弊庫におきまして、下記の顧客情報記載書類の紛失が判明いたしました。

お客様情報の厳重な管理が求められる金融機関におきまして、このような事態を招きましたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

弊庫は、今回の事態を重く受け止め、再発防止に向け、お客様の情報管理を一層徹底してまいります。

なお、事案の概要については、下記のとおりとなっております。

#### 記

#### 1. 紛失書類の内容

##### (1) 紛失該当店舗

伝馬町支店

##### (2) 紛失した書類

昭和46年度から昭和58年度にかけて休眠預金として管理を開始した口座の印鑑届

\*休眠預金とは長期間にわたり入出金等のお取り引きのない口座のことです。

##### (3) 紛失した書類に含まれているお客様情報の概要

##### ① 記載されている主なお客様情報

氏名・住所・口座番号・印影

##### ② 対象となる件数

休眠預金編入年度	紛失した書類	件数
昭和46年度	印鑑届	116件
昭和47年度	〃	87件
昭和52年度	〃	161件
昭和53年度	〃	106件
昭和54年度	〃	110件
昭和55年度	〃	10件
昭和56年度	〃	153件
昭和57年度	〃	198件
昭和58年度	〃	250件
合計		1,191件

## 2. 書類紛失の経緯など

- (1) 休眠預金口座の解約依頼を受け付けた際に当該口座の印鑑届の抽出作業をする過程において当該口座の印鑑届の紛失が判明いたしました。
- (2) 内部調査の結果、紛失した印鑑届は全部で1, 191件となりましたが、他の廃棄すべき書類の廃棄作業時に誤って廃棄したものと判断しております。これまでのところ、紛失した書類に係るお問い合わせや問題事例もなく、外部への情報流出の可能性は極めて低いものと考えております。
- (3) 弊庫の廃棄方法は保存期間経過後、専門業者による溶解処分であります。
- (4) 本件は平成31年4月に発覚いたしましたが休眠預金として管理を開始後、30年以上が経過しており当時の事務取扱が不明であったため、その後の調査方針の決定まで相当の時間が必要でありました。監督当局には本件判明後、速やかに報告をしております。
- (5) なお、本件にかかる調査の結果、他の店舗において同様の事象は発生しておりません。

## 3. お客様へのお願い

今回の件で、弊庫、警察や弁護士等により、電話等で、お客様の口座番号や口座残高といった情報をお問い合わせすることはございませんので、ご留意をお願い申し上げます。

本件に関するお客様からの問い合わせ窓口は下記のとおりとなっております。

担当部署	:	浜松いわた信用金庫 お客様サービス課
電話番号	:	0120-172-182
受付時間	:	平日 午前9時から午後5時まで